

教部省設置前後の政治過程と西本願寺

——その政教関係を再考する——

辻 岡 健 志

【要約】 明治五年（一八七二）三月一四日、宗教行政機関として教部省が設立された。本稿では、教部省設置をめぐる政治過程を辿ることにより、明治初期の政教関係の一断面を浮き彫りにする。ここでは特に、先行研究で看過されてきた、組織としての西本願寺の政策的役割が注目される。西本願寺僧侶島地黙雷が教部省設置を求めたのを皮切りに、政府要人や左院、神祇省等が宗教制度の再編をめぐって活発な議論を交わした。表面的には、政府要路において教部省を設立してキリスト教対策を講じることと一致しながらも、水面下では宗教的な神道観に基づく祭政一致を目指す左院と、自由布教を求める真宗勢力のせめぎあいがあった。留守政府内では岩倉使節団と交わした約定書の違反や諸外国からの批判を懸念するも、結局、真宗に期待する三条実美や大隈重信らが教部省の設立を押し切った。明治初期の政教関係において大きな影響力を持ったのは西本願寺であった、と意義づけられよう。

史林 一〇二巻六号 二〇一八年一月

はじめに

明治五年（一八七二）三月一四日、政府要路で「昼寝官」^①と揶揄された神祇省の廃止に伴い、宗教行政機関として教部省が設けられた。本稿は、教部省設置をめぐる政治過程を辿ることにより、明治初期の政教関係（政治と宗教の関係）の一断面を浮き彫りにするものである。

周知の通り、祭政一致の理念を掲げる維新政府は、明治元年の神祇官再興により全国の神社・神官を管轄下に置き、神道国教化政策を展開した。仏教については明治三年設置の民部省寺院寮が管轄したが、廃仏毀釈やキリスト教対策などの諸問題を解決するには十分ではなかった。そこで神道国教化政策を改めるべく、国民教化政策を担った教部省では神道と同様に仏教勢力が動員されたのである。

教部省期の政策はその重要性から、明治初期の宗教史を叙述するには不可欠の事項と、戦前期より位置づけられてきた。^② 今日に至るまで教部省が展開する国民教化政策に関心が寄せられてきたが、本格的に設置自体の政治過程の検討がなされるのは、政府の公文書や政治家文書の公開を待ってからであった。宮地正人の研究を端緒として、下山三郎や阪本是丸、三宅守常らにより設置過程の紆余曲折が明らかにされてきた。^④ 特に阪本は「国家神道」形成段階の一齣として位置づけた点で研究史上特筆される。

具体的な政策的役割を果たした人物に注目した成果も生まれている。高木博志は神祇官僚福羽美静の役割に注目して神道国教化政策の崩壊過程として跡付け、^⑤ 狐塚裕子は設置に際して左院副議長江藤新平の意図が強く反映されていることを示した。^⑥ また、教部省の政策については、谷川穰が「従来の理解では、仏教が神道の教化の「大教宣布運動」に従事させられた、という受動的立場のみで説明されることも多いが、むしろ、それへの積極的な協力が当初は表明されていた」と通説的な理解を修正する重要な指摘をしている。^⑦ だが本格的な検討に至っておらず、明治初期の政教関係を読み解く上では、政策過程における具体的な神官・僧侶の関与・反応が重要な鍵を握る。近年では、先行研究が飽和状態に達していると考えられているためか、設置過程やその趣旨などの検討は主題化されず、概して低調気味である。

これらの先行研究に対する、本稿での課題は次の二点である。第一に、全体像を再検討する上で根拠となる史料についてである。狐塚裕子は「教部省設置までの具体的経緯については、必ずしも明らかになっているとは言いがたい」と言い、特に「問題を複雑にしているのは、『岩倉具視関係文書』中の「政教一致に関する史料」が、先の三条の添書と左院建議

に加えて、「神祇省御改革書類概略抜抄」なる八章に及ぶ各種書類の要約を付しているためである」と史料的な制約を挙げながら複雑な問題点を指摘する。先行研究では主に国立公文書館が所蔵する「太政類典」「公文録」などの公文書に依拠して議論されてきたが、それらは当該期間に限ればあくまで編纂された筆写史料である。というのも、明治六年五月の皇城炎上により、それ以前の太政官の公文書は灰燼に帰しており、一次史料を欠いていることが足枷となっている。手がかりの一つとされたのが狐塚のいう「神祇省御改革書類概略抜抄」^⑨であるが、「概略抜抄」ゆえの史料的限界があるため、その底本の特定こそが経緯解明の突破口となるはずである。

そこで、その原史料に相当すると思われる「神祇省御改革書類 附教部省建議并章程」（国立公文書館所蔵）^⑩に注目したい。当該史料はこれまで焼失したと考えられていたためか、その存在に言及されることはなかった。皇城炎上で焼失を免れた公文書の一つと思われ、設立前後の議論に触れられる貴重な史料である。これは①太政官下問書、②その原案、③左院建議をはじめとして福羽美静ら神祇省、左院少議生の鴻雪爪、島地黙雷・安国淡雲など西本願寺僧侶、在東京の仏教諸宗僧侶の建議などから成る書類である。教部省の設置問題は、本史料の分析を起点にして議論すべきである。本史料以外にも、教部省設置を求めた声をできるだけ限り拾い集めて、様々な選択肢のなかでどのような意思決定がなされたのか、設立前後の諸勢力図を再定義する必要がある。

第二に、真宗勢力の動向に関する矛盾である。これまで明治四年九月に教部省設置を求める建議をなした真宗僧侶島地黙雷の役割から、先行研究の中でも特に阪本是丸や狐塚裕子らは、教部省設立時の真宗勢力の影響力に言及してきた。だが、教部省が設立されるという段には、島地は欧州視察に旅立ち、日本を不在にしていた。真宗の代表者たる島地の影響力は否定しないが、建議書一つで留守政府が設立に動いたと考えるには無理がある。西本願寺の一僧侶である島地がなぜ建議書を認めたのか、どのような西本願寺の意図を持って設立に動いていたのか、他の僧侶の動向も含めて解明する必要がある。総じて言えるのは、先行研究では島地黙雷の役割と真宗のそれとを同義に扱う傾向が強く、真宗教団の政策関与

の内実に迫れていないということである。

そこで先行研究の成果と以上二点の課題を踏まえ、本稿では政教関係の観点から分析する。試みに研究手法の問題点を挙げた林淳の言葉に耳を傾ければ、「近代の政教関係の一環として仏教史を検討していくべきである。近代仏教研究は、制度史的な基礎研究に欠ける点で、国家神道研究に後れをとっている」^①との重要な指摘をしている。本稿としてもこの指摘を踏まえて、政教関係の一環として、島地個人の役割にとどまらない組織としての西本願寺の政策的役割に注目したい。従って、本稿で用いる史料についても制度面を明らかにする公文書に加えて、真宗僧侶の多様な動向をつかむ上で有益な本願寺文書（本願寺史料研究所保管「本願寺文書」）や寺院所蔵文書などの新出史料も積極的に活用する。

具体的な検討作業としては、第一に教部省設置構想を提起する島地黙雷や左院、神祇省等が政府要人へいかに働きかけたのかを、明らかにする。第二に、島地が洋行で不在の中で西本願寺としてどのように政府に対し設置工作进行を講じたのか、政府内の政治状況を踏まえて教部省設置の決定過程を分析する。第三に、教部省が設置当初に掲げた方針や設置後の左院と旧神祇省との対立状況を確認した上で、教部省設置に対する西本願寺の反応が持つ意味について考察を加えたい。

なお、史料の引用にあたり、表記を旧字体から新字体に適宜改め、カッコ・句読点等は特に断らぬ限りすべて筆者による。年月日については、明治五年以前は太陰暦、明治六年以降は太陽暦である。その他、現在の浄土真宗本願寺派は、明治一〇年に「真宗本願寺派」が正式名称として認可されるが（内務省達乙第四一〇号）、本稿では便宜的に「西本願寺」の名称を用いる。

① 芳村正兼「明治初年の政府と神仏二教」、『新編明治維新神仏分離史』、『料』第一巻、名著出版、一九八四年、二〇八頁。

② 村上專精『真宗全史』（丙午出版社、一九一六年）、土屋詮教『明治仏教史』（三省堂、一九三九年）、徳重淺吉『維新政治宗教史研究』（目黒書店、一九四三年）、阪本健一『明治神道史』（同『明治神道史

の研究』国書刊行会、一九八三年、一九四三年初出）など。

③ 教部省が展開した国民教化政策や、その実務を担う教導職制度、同省の外郭組織である大教院の研究については、枚挙に遑がない。近年では、教部省の外郭団体として国民教化を担った大教院の包括的検討から明治初期宗教行政を見通した小川原正道（大教院の崩壊―島地

黙雷の大教院分離運動」(同『大教院の研究―明治初期宗教行政の展開と挫折―』慶応義塾大学出版会、二〇〇四年、一九九九年初出)や、「宗教と教育の分離」理念受容を明らかにして、教部省の政策を再検討した谷川穰(『教部省教化政策の展開と挫折』(同『明治前期の教育・教化・仏教』思文閣出版、二〇〇八年、二〇〇〇年初出)らの労作も生まれている。

④ 宮地正人「近代天皇制イデオロギー形成過程的特質」(同『天皇制の政治史的研究』校倉書房、一九八一年、一九七六年初出)、下山三郎「近代天皇制論」(家永三郎教授東京教育大学退官記念論集刊行委員会編『近代日本の国家と思想』三省堂、一九七九年、阪本是丸「教部省設置の事情と伝統的祭政一致観の敗退」(同『明治維新と国学者』大明堂、一九九三年、一九七九年初出)、同「教部省の設置と政教問題」(同『国家神道形成過程の研究』岩波書店、一九九四年、一九八三年初出)、同「日本型政教関係の形成過程」(井上順孝・阪本是丸編『日本型政教関係の誕生』第一書房、一九八七年)、三宅守常「教部省設置前における神道と仏教の相克」(同『三条教則と教育勅語』宗教者の世俗倫理へのアプローチ』弘文堂、二〇一五年、一九八

七年初出)。

⑤ 高木博志「神道国教化政策崩壊過程の政治史的考察」(『ヒストリア』第一〇四号、一九八四年)。

⑥ 狐塚裕子「教部省の設立と江藤新平」(福地惇・佐々木隆編『明治日本の政治家群像』吉川弘文館、一九九三年)。

⑦ 谷川穰「明治維新と仏教」(末木文美士編『新アジア仏教史一四日本IV 近代国家と仏教』佼成出版社、二〇一一年、四二頁)。

⑧ 前掲狐塚裕子「教部省の設立と江藤新平」、一五六頁。

⑨ 「神祇省御改革書類概略抜抄」(『岩倉具視関係文書』七〔日本史籍協会、一九三四年〕、四三八―四四六頁)。

⑩ 単一〇〇八二一〇〇。一九七一年に国立公文書館の開館と同時に、旧総理府から移管された公文書である。表紙の色から「青表紙文書」と呼ばれる単行書類で、内史及び太政官書記官の公文書が多くを占める(中野目徹「青表紙文書」の復元とその史料的位置」(同『近代史料学の射程 明治太政官文書研究序説』弘文堂、二〇〇〇年)。

⑪ 林淳「近代仏教と国家神道―研究史の素描と問題点の整理―」(『愛知学院大学』『禅研究所紀要』第三四号、二〇〇六年、八九頁)。

第一章 教部省設置構想の提起

1 維新时期西本願寺の政治姿勢

維新时期の宗教政策は、短期間のうちに目まぐるしく変転する。周知の通り、維新政府は「神武創業ノ始」に基づく祭政一致の理念のもと、慶応四年(一八六八)閏四月二二日に神祇官を再興した(太政官第三三二)。以後、長州藩との政治的関係を背景に政府首脳に近い津和野藩主亀井茲監、同藩土福羽美静らが神祇行政の主導権を握り、神道国教化政策を推進し

た。^① 全国の神社・神官を管轄下に置く一方で、神道中心の国家方針のもとでは仏教とキリスト教は排除されていた。宗教をめぐる問題は対外的・政治的な事情とも相俟って錯雑とし、決して一様ではない。

こうした激動する明治初期において、仏教諸宗派の中でも宗教政策形成の主体となったのは、真宗であった。真宗といっても宗派によって異なり、近年では維新期の東西本願寺の動向を論じた谷川穰が、宗派の違いを念頭に置いた真宗の役割の大きさを示している。^② 東西本願寺はともに時勢を見極めて幕府や朝廷・公家などの政治権力への接近を模索していたため、維新後の政治的人脈が開かれた。加えて、明治四年（一八七二）に境内地以外の社寺領を官有地に編入する上知令が出されても、他の領地を持っていない真宗は、他の仏教諸宗派に比べて経済的影響が少なかった点でも有利となった。^③ 新田均が指摘するように、まさに「真宗が明治前半期の宗教政策形成過程の重要な主体であった」といえる。

仏教諸宗派にとって自らの抱える諸問題を解決する窓口を持たないなかで突破口を開いたのは、特に西本願寺の僧侶たちであった。維新政府への接近という点であれば東本願寺も同様であったが、西本願寺は特に長州藩との密接な関係を足掛りにして政府の宗教政策へも容喙するようになる。明治三年九月、西本願寺僧侶の島地黙雷・大洲鉄然は「寺院寮設立請願書」を集議院へ提出する「I—C」（以下、【表】の典拠は「番号—主要出典」の順に略示する）。慶応四年より始まる本山改革運動から台頭した島地・大洲らが、政府の宗教政策再編に関与してゆく端緒であった。明治三年七月に寺院行政を司る初めての官署として民部省社寺掛が設けられていたものの、島地らは寺院行政の不備を憂いて、「寺院ノ為別官員御立被為遊：民心安堵ノ一端ニモ相備リ、自然御政治之小裨ニ可相成」と新たに寺院寮の設置を要請した。閏一〇月二〇日には民部省内への寺院寮の設立が実現した（太政官布告第七五四）。背景には島地・大洲と同じく長州藩出身で民部大輔であった参議の広沢真臣や参議木戸孝允らの働きかけがあったとされる。^⑤

だが寺院寮は、廃仏問題などをはじめとした諸問題の解決を期待されながらも、翌年一月に広沢が暗殺されたことにより、強力な後ろ盾を失う。同年四月、島地は再び建議を認めて富山藩合寺事件の解決を求めるも、何等対策を講じない寺

標 題	出典 (頁数/史料番号)
「寺院ノ為官員ヲ立総テノ弊習ヲ一洗セント乞フ」(内題「諸宗改正ニ付寺院官員御立被仰付度旨建白」)	C(記00429100) K(p. 418)
「寺院寮設立請願書」	M(p. 1)
「教義ヲ督スルノ一官ヲ設ケ玉ハンコトヲ請建言」	D(単01082100)
「宣教ノ官ニ換ルニ総シテ教義ヲ督スルノ官ヲ以テシ僧侶ヲ督正シテ布教ノ任ニ充テ以テ外教ヲ防カシメ玉ハンコトヲ請建言(教部省開設請願書)」	M(pp. 6-10)
「仏教興隆・妖教防止ノ議」	H(A4132)
「教部建白」	N
「教部云々之議」	G(R15 282-6) I(pp. 162-166)
「邪宗侵入扞防ノ為メ寺院省ヲ設ケ人民教導等ノ儀建言」	A(公00574100)
「關国寺院ヲ管轄スルー官ヲ置キ、数十万ノ僧徒ヲ提醒シ、噉肉畜妻皆綱常葬倫ニ本ツキ人間ノ実用ヲ以テ、億兆ヲ風誘シ益々皇政ヲ翼賛セシメンコトヲ請フ」	D(単01082100)
「耶蘇天主防禦建言」	D(単01082100)
「仏教諸宗ヲ統轄スル省寮ヲ創設シ耶蘇教ヲ防止スルノ議」	H(A4129) K(pp. 586-587)
「教部省設置等ノ儀ニ付左院建議」	B(公00575100) D(単01082100)
「宮中祭祀及教部省設置之儀ニ付左院ヨリ審議上陳案」	E(73921)
「左院建議」	J(pp. 16-17)
「太政官下問書」	B(公00575100) D(単01082100)
「外務兵部文部三省卿輔へ下問」	J(pp. 17-18)
「神祇省建議」	D(単01082100)
「明治五年敬神教化振興策建議」(「神宮東京奉祀案」「神祇職員敬神策意見」)	L(pp. 130-135)
「僧家改弊建白」	O P(p. 200)
「宗教政務ノ儀ニ付両本願寺建白書」	F(72023)
「寺院総括機関ノ設置ヲ請フノ書」	H(A4130) K(p. 587)

年・第123巻・辛未八月～壬申三月・神祇省伺(同前所蔵), C:「記録材料 雑書」(同前所蔵), D:「神祇館所蔵」, F:「明治初年諸寺院嘆願書及関係文書 下」(同前所蔵), G:「江藤新平関係文書」(佐賀県立図「教部省設置の事情と伝統的祭政一致観の敗退」〈同『明治維新と国学者』大明堂, 1993年)〉, J:内閣記(筑摩書房, 2000年), L:河野省三蔵「神道講義」(河野省三『宮川隨筆』〈神宮司庁教導部, 1962年)〉, 教部建白 南都天界寺募田疏 二教畧論(龍谷大学大宮図書館所蔵), O:「華園家曆」明治5年7月13日宗」(同朋舎, 1983年)。

表 明治初期の宗教行政機関の設置に関する建議

番号	年月日	差出名	宛先
1	明治3年9月20日	築地本願寺内 妙誓寺（島地）黙雷・ 覚法寺（大洲）鉄然	集議院
2	明治4年9月	島地黙雷	—
3	—	江藤新平	三条実美カ
4	明治4年10月4日	左院	正院
5	明治4年10月	鴻雪爪	—
6	明治4年11月	寛永寺津梁院徳門等34名（天台宗6名、 浄土宗6名、浄土真宗5名、曹洞宗11 名、時宗1名、真言宗1名、日蓮宗3 名、臨濟宗1名）	—
7	明治4年12月22日	左院	正院
8	明治5年1月18日	（三条）実美	外務卿（副島種臣）・兵部大輔 （山県有朋）・文部卿（大木喬任）
9	明治5年1月22日	神祇大輔福羽美静・神祇少輔門脇重 綾・神祇少丞戸田忠至・神祇少丞澤簡 徳・神祇少丞天野正世・六等出仕醍醐 忠敬・七等出仕青山景通・七等出仕三 田葆光	—
10	明治5年1月	興正寺（華園）信教・撰信	集議院
11	明治5年2月	東西本願寺	三条実美カ
			大隈重信カ

※出典 A：「公文録」明治4年・第122巻・辛未・左院伺（国立公文書館所蔵），B：「公文録」明治4
省御改革書類 附教部省建議并章程」（同前所蔵），E：「維新当時建白書類雜纂五」（宮内庁宮内公文書
館所蔵），H：「大隈文書」（早稲田大学図書館所蔵），I：「三条家文書」（神宮文庫所蔵）（阪本是丸
録局編『法規分類大全』第一編官職門七至九（内閣記録局，1891年），K：「明治建白書集成」第1巻
M：「島地黙雷全集」第1巻（本願寺出版協会，1973年），N：「航海私議 榕陰洋行文 在英榕陰建言
条（興正寺所蔵文書），P：「撰信上人勸王護法録」興教書院，1909年（『真宗史料集成11 維新期の真

院寮に対し「今新ニ宣教ノ職ヲ置く、不肖其何ノ為ナルカヲ知ラス」と非難する^⑦。根本的に諸問題を解決する窓口とはなり得なかつた寺院寮への失望感が生まれ、問題意識を強める結果となつた。畳みかけるように、七月二七日には民部省が大蔵省へ合併されるに伴い廃寮される（太政官第三七六）。その事務は大蔵省戸籍寮社寺課へ引き継がれるも、その職務権限は大きく縮小した（八月一九日、戸籍寮事務章程）。以後、神祇省のあり方を含めた宗教行政全般の再編へと舵を切り、朝野問わず議論百出してゆく。

2 島地黙雷の教部省設置建議と仏教者

明治四年秋から翌五年三月の教部省設置に至るまでの期間は、【表】に示すように宗教行政機関の設置を求める多くの声が集出した時期である。宗教行政の再編を提起する皮切りとなつたのは、西本願寺僧侶の島地黙雷であつた。明治四年九月に提出された、いわゆる教部省開設請願書である「Z—M」。これまでこの請願書は、当該期の宗教行政を論じる上で必ずといっていいほど論及されてきた。それほどに重要な建議であることは衆目の一致するところだが、先行研究で読み解かれてきた特徴は主に二点に分類できる^⑧。

まず、キリスト教への強い危機感である。建議の具体的な中身へと目を落とすと、冒頭に「方今祇教ノ民ニ入ル、日二一日ヨリモ熾」であるキリスト教は「国家ノ禍害」だと指摘する。神祇省—宣教使に対しては、「其道自ら不言ノ間ニ存スルトキハ言説ノ教未タ備ラス、而勸誡ノ術未タ詳ナラス」と、キリスト教対策で実績の上がない現状の政策に批判が及んでいる。

次に、政教一致の志向である。そもそも仏教は「仏皇国ニアル千有余年」、「其間ニ民心ヲ維持シ、風化ヲ裨補」してきただから、「時勢ノ最モ先スヘキ」仏教こそが「防邪」、つまりキリスト教対策にあたるべきと語気を強めるのである。さらに、島地の経験から自らが陣頭に立ち対策を講じた「残暴寺ヲ合シ、数百ノ僧侶ヲシテ一院ニ窘処セシメ」た富山藩

合寺事件など廃仏毀釈への懸念も色濃く示される。以前島地が設置を建言した寺院寮はもはや廃寮して、「今や一廃跡」と憂慮を抱く。制度への不満を持つ島地は、真宗教学の真俗二諦・王法為本に基づき「政教ノ相離ルヘカラサル、固リ輪翼ノ如シ」と表現する政教一致の観点より、政府施策での仏教の有用性を主張する。具体的には「宣教ノ官ニ換ルニ更ニ総シテ教義ヲ総スルノ一官ヲ以テシ、寺院ヲ管シ僧徒ヲ督スル」と寺院を統轄する機関の設置を求めたのであった。

だが、この「宣教ノ官ニ換ル」という文言は少々議論を呼んだようである。そもそも、これまで『島地黙雷全集』所収の建議書が知られてきたが、あくまで島地の手元に残された控えであることが看過されていないだろうか。前掲「神祇省御改革書類 附教部省建議并章程」（国立公文書館所蔵）所収の建議書^⑨こそが、太政官へ提出された最終版である「2―D」。両者の間には文言の相違が認められるなど、推敲過程で何らかの手が加えられたと見てよい。

最終版の成案ではキリスト教対策を表す「防邪」の文言が「予防」に改められ、穏和な表現となっている。宣教使に言及した前述の箇所も削除されており、後に島地自身が語るように「宣教使連中も教部開省は同意である故に、大賛成なれ共其建議書の文言に宣教使の無能の事が書いてある故、之に同意を表明する事が出来ない」事情があった。そこで、島地の私宅に招いた宣教判官小野碩齋（述信）から、「アノ宣教使の非難文言文を除ひて呉れ、ソウすれば賛成する」と修正を促されて、建議の再提出に至ったという。後年の回顧談というところで割り引いて読む必要があるが、確かに文言が修正・削除されていることは間違いない。島地自身が神祇省・宣教使との協議を経て、ある程度実現できる落とし所を見据えた現実的な建議をなしたことを意味しており、政府内においても賛同する用意があったことが窺われる。

こうして島地は慎重に合意形成を取り付けていったが、そもそも一介の真宗僧侶である島地を政治行動へ突き動かした動因は何であろうか。島地と志を同じくする西本願寺の僧侶である安国淡雲（福岡明蓮寺）もまた、同時期に「洋教ヲ峻絶」^⑩することを説く建議書を具体的な「異教予防略」とともに認めている。キリスト教対策を課題とする西本願寺に属する以上は、島地個人にとどまらない組織としての西本願寺の事情もあるだろう。島地は無意識裡に「仏教」といっても、

彼の経験から仏教諸宗派よりも真宗を中心とする思考回路であったはずである。もつと言えば、西本願寺の教練拡大を念頭に置いて主張したものであったと思われる。島地の志向する政教一致観は、真俗二諦・王法為本という真宗教学を根拠に、他宗派の僧侶と連携するよりも長州藩出身の政治家との親和性を重視した実際の政治的経験値に裏打ちされたものであった。西本願寺としては宗教政策の基軸たりえる真宗の有用性を売込むことで、西本願寺の政治的位置を浮揚させようとして論法であった。これは、島地の言説を考える上で踏まえておかなければならない重要な点である。

島地の教部省設置建議以後、他宗派の仏教者も設置要望を後押しする。例えば、同年一〇月の左院少議生鴻雪爪による建議書である「5—D」。鴻は、元々曹洞宗清涼寺の僧侶であったが、同年九月に請われて還俗のち左院に出仕するに至った^⑫。建議では「国害」である「異教」（キリスト教）の侵入を防ぐべく、「其徒」を管轄する「二官」を設けるとともに、「法則六条」を打ち立てて、民心を「唱導」することを提起する。その六条とは、「明弁国体」「畏敬神祇」「説諭倫理」「防禦異教」「拡充智識」「開導利用」というもので、後に制定される三条教則に連なる教化基準の先駆として注目される。また、仏教の「陋習」を脱却するため、肉食妻帯の公許を提案したことも特筆される。戒律を重んじる仏教にとって肉食妻帯の公許は容認しがたく、仏教諸宗派に一石を投じるものであった。あえてかかる提起をしたのは、そもそも肉食妻帯を許容する真宗を念頭に置いていたのではなからうか。というのも、鴻は明治元年に真宗の国教化を主張していたことに加え^⑬、明治四年一〇月以降は木戸孝允、島地黙雷とも軌を一にして宗教政策の青写真を論議するなど、教団外から真宗に期待していたと思われる。

そして、翌十一月には在東京の仏教諸宗僧侶が連名して、キリスト教対策のために「諸宗ヲ相統候省寮御建被下置」ことを求めた「6—D」。これをもって、宗教行政機関設置の要求は仏教諸宗派にも拡大する。西本願寺からは東京の別院である築地本願寺輪番・長谷川楚教が名を連ねることから、築地本願寺を拠点とした島地や大洲を通じて、京都・本山の意向が働いている可能性がある。ただ、仏教総体を論じる島地自身が仏教界の代表として目されてきた感があるが、当

該期に仏教界と表現できるほどの各宗派間の連帯が成り立ち、他宗派から支持されていたのか、慎重に判断すべきところである。少なくとも宗教行政の再編の動きに関しては、各宗派の本山寺院ではなく在東京の仏教諸宗という範囲に止まった点では、仏教全体の足並みが揃ったと即断できない。あくまで西本願寺の主導により始まった運動だと捉えられる。

3 神祇行政の再編と左院の教部省設置建議

明治四年は、廢藩置県が断行されるなど政府内において制度改革が実行されてゆく転換点であった。なかでも參議大久保利通が「冗官を沙汰する事」として神祇官を筆頭に挙げるなど、キリスト教対策で実の上がらない神祇行政の整理が構想されていた。同年八月には、事実上の格下げと評される、神祇官から神祇省への改組が行なわれ（太政官第三九八）、宗教制度の再編が本格的に動き出す。神祇官・宣教使による大教宣布運動はもはや限界に直面していた。以下では、前述した島地黙雷による教部省設置を求めた動きに加え、重要な鍵を握る神祇省と左院の動向を確認しておきたい。

まず神祇省内部においても、キリスト教対策や大教宣布運動の不振を打開しようとする自浄努力の動きがあった。明治初年の神祇行政では、津和野派と呼ばれる、国学者大國隆正に影響を受けた福羽美静ら津和野藩出身者が一貫して要職を占めていた。¹⁶ 天照大神と天皇を中心とする祭政一致体制を目指す津和野派は、皇祖・皇靈の天皇親祭の実現を具体的な目的とする。明治四年九月八日に示された神祇省の基本方針では、「天照大神ハ、親ク今上天皇ノ遠祖神ナレハ今上天皇ハ即チ此世ノ現ツ神」であり、「主上ノ御恩ハ天照皇大神ノ御恩モ同様ニ奉仰ヘキナリ」として、天照大神を最高神とする神学を打ち立てた。¹⁷ 同月三〇日には神祇省神殿が奉祀する皇靈を宮中賢所に遷座するとともに、一〇月の四時祭典定則の制定をもって、祭祀体系を定則化した。¹⁸ 四時祭典定則では、皇廟（賢所・皇靈）での歴代皇靈を奉祀する新儀とともに、神嘉殿での伝統祭祀の新嘗祭を天皇親祭による国家的規模で実施する祭典に位置づけ、津和野派の抱く天皇親祭構想が実現したのである。

混沌とする神祇行政のなかで島地は、前述の建議提出を境に教部省設置実現に向け木戸孝允ら長州閥政治家へ働きかけてゆく。例えば、木戸は九月二三日に江藤新平宅にて神祇大輔福羽美静らと「宗派寺院僧侶の事を論」じており、阪本是丸が推測するように恐らく島地も交えて議論していたのであろう。²⁰では具体的に何を議論していたのか、その後の立法諮問機関・左院²¹の動きが重要な鍵を握る。一〇月四日、江藤新平（左院副議長）率いる左院は寺院省設置を建議する「4-A」。これは「耶蘇教ハ次第二盛ニ相成、共和政治ノ論起ルニ至ン」ゆえに「宣教使モ担当、仏徒モ尽力有之度」と神仏合同してキリスト教対策にあたつていこうとするものであった。特に「僧徒ヲ督責シ、以テ向十年ヲ限り」、「海内ノ人民ヲ教導シ邪宗侵入ノ患ヲ防」ぐための寺院省設置を求める。江藤宅での会談、さらに時期的・内容的に見ても先の島地建議が政府要人の間での叩き台となり提起されたものであろう。

結局、強力な推進者であった木戸が一月に岩倉使節団として出発したのを機に寺院省構想は実現しなかったものの、以後教部省設置構想の具現化へ一歩を踏み出す。左院の寺院省設置の動きは、島地が木戸と接触する中で江藤との人脈を繋いでゆき、彼らの間で教部省設置に向け議論されてゆくのである。少し後のことではあるが、一二月三日に島地が江藤へ宛てて「過日ハ御風邪之際多人教登門、意外之長話仕奉恐人候²²」と書き送った書簡に見られるように、宗教制度再編に関する議論が江藤との間で交わされていたとしてもおかしくない。

次に新たに寺院省設置建議の代案として左院から出されたのが、一二月二日の教部省設置建議である「7-D」。特徴としては薩摩派の神道観（天之御中主神・高御産靈神・神産靈神の造化三神）の影響が色濃く、第一義的には伊勢神宮の東京遷座論や祭政一致を主張するなど神道の宗教化を目指す内容であった。造化三神の思想が前面に押し出されていることから、作成にあたっては寺院省設置建議の翌日に左院中議官となる、伊地知正治の意見が反映されたものであろう。

薩摩派は西郷隆盛のもとに集う、薩摩藩出身の政治家や国学者たちで、津和野派の主導する神祇省の路線とは一線を画していた。²³津和野派の天照大神を中心に据える神学に対し、薩摩派は造化三神を重んじる宗教的な神道観を持ち、厳格な

祭政一致方針を徹底させようと動いていた。その代表格である伊地知正治は、宮中からの仏教排除を求めて神仏分離を徹底しよう高唱したほか、後には伊勢神宮を東京に遷座して大神殿を設けようと熱心に画策するほどの神道主義者であった。²⁵ かつて平田篤胤がキリスト教に対抗して見出した天之御中神は、一神教の宗教的性格を持つゆえに排仏的傾向も強く、薩摩藩では苛烈な廃仏毀釈が断行される背景ともなった。

とはいえ、当該の左院建議の重要な点は「教部省ヲ置キ道学ニ属スル在来ノ諸教道ノ事務ヲ総管セシメ、神教及ヒ儒仏共各教正ヲ置キ生徒ヲ教育シ人民ヲ善導セシムヘシ」であり、宗教的な「神教」を基本としつつも儒教・仏教をも抱き込んで統轄する機関の構想を提起するものであった。続く設置の理由として「共和政治ノ学ヲ講シ、国体ヲ蔑視シ、新教ヲ主張シ民心ヲ煽動スル類、間々或ハ之レ有リ、抑我帝国ノ権力、他ノ国体ト比較シテ之ヲ議スルヲ得ス、後世或ハ祖宗ノ神靈ヲ誤テ教法主ト看做サン事ヲ恐ル」と、共和政治（デモクラシーの訳語）―キリスト教蔓延に対する危機感が強く打ち出されている点は先の寺院省設置建議とも共通した左院の一貫した主張であったことが分かる。原案である「教部云々之議」を見ると、当初造化三神への言及はなく、作成に大きな影響を与えたとされる江藤新平によってキリスト教対策の必要性が強く説かれている[3―G]。そもそも江藤はキリスト教厳禁論者であり、左院建議にも反映されたのであろう。²⁶

そして、この点はキリスト教の侵入を憂慮する西本願寺と利害一致するものであり、表向きの看板は造化三神の思想が強くともこの時点では仏教の動員が認められればさして問題とならなかつた。津和野派の主導する神祇省と薩摩派の占める左院との間では神道観で相違しながらも、島地―江藤の間でお互いの妥協点を見出して、キリスト教対策の一筋道をつけたのである。

① 武田秀章「近代天皇祭祀形成過程の一考察―明治初年における津和野派の活動を中心に―」（掲掲井上順孝・阪本是丸編『日本型政教間係の誕生』）。

② 谷川稜「維新期の東西本願寺をめぐる」（明治維新史学会編『講座 明治維新一―明治維新と宗教・文化』有志舎、二〇一六年）。特に「幕末期から、また「真宗」とひとくくりせず眺める必要」（二

二二頁)を説いており、重要な指摘である。

③ 河村忠伸「土地事業における境内外区別」(同『近現代神道の法制的研究』弘文堂、二〇一七年)、一九八頁。

④ 新田均『近代政教関係の基礎的研究』(大明堂、一九九七年)、八七頁。

⑤ 前掲狐塚裕子「教部省の設立と江藤新平」、一四二頁。広沢や木戸ら長州藩出身政治家と、西本願寺僧侶との人脈形成については、西本願寺の政治性を問う上で重要な論点であり、別に検討を期したい。

⑥ 明治三年閏一〇月二七日、富山藩では一宗派に限り一寺に合寺せよと厳達するなど廃仏政策を断行した。中世以来、真宗寺院の多い地域であったため、特に真宗は少なからぬ被害を蒙っている。詳しい事件の経緯については、北沢俊嶺「明治維新における富山藩合寺事件について」(第I報 廃藩置県まで)・(第II報 廃藩置県以降)、『富山工業高等専門学校紀要』第三巻第一号・第四巻第一号、一九六九・一九七〇年)等参照。

⑦ 「寺院ヲ合併シ僧徒ヲ懲創スル儀ニ付建白」(『明治建白書集成』第一巻(筑摩書房、二〇〇〇年)、四九四・四九五頁、「江藤新平関係文書」R15二八二一三、佐賀県立図書館所蔵、北泉社マイクロフィルム版)。及び「建議 富山廃合寺問題」(『島地黙雷全集』第一巻、本願寺出版協会、一九七三年)、二一五頁。

⑧ 「はじめに」で挙示した論文の他、島地黙雷の教部省開設請願書の論理を検討した藤井健志「真俗二諦論における神道観の変化」(前掲井上順孝・阪本是九編『日本型政教関係の誕生』、二三三・二二七頁)等参照。

⑨ 参議大隈重信や水原慈音・宏遠(滋賀県圓照寺)へ提出したものと思われる建議書の他「2—H・N」、筆者未見だが藤井貞文によって赤松連城(山口県徳応寺)と千家尊福(出雲大社)へ提出されたもの

が紹介されている(『島地黙雷の政教分離論』(『國學院大學日本文化研究所紀要』第三六輯、一九七五年)、三〇七頁)。政治家や宗派内の僧侶、神道家へ広く周旋したことが分かる。いずれも『島地黙雷全集』所収の文言に近く、太政官へ最終提出された内容と異なる。

⑩ 島地黙雷「経歴談の一節」(『仏教文芸』第二巻第一号、一九〇三年)、二二頁。

⑪ 前掲「神祇省御改革書類 附教部省建議并章程」。

⑫ 服部荘夫「鴻雪爪翁」(古鏡会、一九三八年)、六五頁、及び沢井常四郎「方外功臣 鴻雪爪」(三原図書館、一九四〇年)、八〇頁。鴻雪爪の活動については、池田英俊「鴻雪爪の活躍と政教問題」(同『明治仏教教会・結社史の研究』刀水書房、一九九四年)、リチャード・ジャフィー「鴻雪爪と肉食妻帯問題」(『宗学研究』第三三号、一九九一年)、参照。

⑬ 赤堀又次郎「宗教につき鴻雪爪の意見」(『中央史壇』第一〇巻第五号、一九二五年)、七〇〜七三頁。「一向門派の教法に一定」しようと、「慶応戊辰閏四月」付で太政官へ差し出したものという。建白書原本の所在は不詳だが、真宗に理解を示す挿話である。

⑭ 明治四年一〇月一三日には、島地黙雷と鴻雪爪が木戸宅を来話して、そのまま宿泊したとある(『木戸孝允日記』二(『日本史籍協会』一九三三年、一〇八〜一〇九頁)。その他にも、同年一〇月六日、同月一二日、同月二日、一月九日の複数回、鴻は木戸宅を訪問して来話した記事が散見される(同前書、一〇六、一〇八、一一一、一一八頁)。この間、「日々師を中心に当面の宗教問題に関する談論が交換されて」おり、真宗僧侶の「黙雷鉄然の如きは殆んど詰切りの状態で、師に建白の提出を催促」していたという(前掲服部荘夫「鴻雪爪翁」、六二頁)。

⑮ 『大久保利通日記』下巻(日本史籍協会、一九二七年)、一二九〜一

三〇頁、明治三年一〇月一〇日条。

16 前掲武田秀章「近代天皇祭祀形成過程の一考察」、同「明治神祇官の改革問題」(同「維新时期天皇祭祀の研究」原書房、一九九六年)。

17 「明治四年神文大外ノ四省ノ要件アリ」所収「神祇省見込案」(大本喬任関係文書)五九一―、国立国会図書館憲政資料室所蔵)。

18 「本省中御鎮座ノ皇靈御遷座并詔書御達」及び「元始祭議」(公文録)明治四年・第二三卷・辛未八月ノ壬申三月・神祇省伺、公〇〇五七五―一〇〇、国立公文書館所蔵)。宮中祭祀の形成過程は、羽賀祥二「成り立近代天皇制の国家祭祀」(同「明治維新と宗教」筑摩書房、一九九四年)、武田秀章「明治初年の神祇官改革と宮中神殿創祀」(前掲同「維新时期天皇祭祀の研究」)に詳しい)。

19 前掲「木戸孝允日記」二、一〇二頁、明治四年九月三日条。

20 前掲版本是丸「日本型政教関係の形成過程」、三三三頁。

21 明治四年七月二九日に設置された左院は、諸立法を議するものとされ、初期の中心人物は江藤新平であった(松尾正人「明治初期太政官制度と左院」『中央史学』第四号、一九八一年、一八頁)。

22 (明治四年)二月三日付江藤新平宛島地黙雷書簡(江藤新平関係文書)R5一〇一)。

23 前掲版本是丸「日本型政教関係の形成過程」、二二六頁。

24 三条公行実編輯掛「伊地知正治建言書」(七三八五七、宮内庁宮内公文書館所蔵)、「伊地知正治時務建言書」(『大西郷全集』第三卷(大西郷全集刊行会、一九二七年)、一七三三頁)。

25 『大隈伯昔日譚』(明治文献復刻版、一九七二年)、六〇四―六〇七頁。

26 明治四年七月頃、右院で「宗旨ノ義」につき議論が起こった際に江藤は「耶穌ライツ迄モ禁止論ニテ、頗ル激烈ナル議論ニテ、仮令日本全国焼土トナルモ、決シテ解禁不可然」(『東京大学史料編纂所編』『保古飛呂比 佐佐木高行日記』五(東京大学出版会、一九七四年)、一七三―一七四頁)と述べるように、キリスト教厳禁論者であった。かつ、島地との交遊からも分かるように、「江藤は通説的に考えられているような排仏家では必ずしもない」(前掲版本是丸「日本型政教関係の形成過程」、三三三頁)とされる。

第二章 教部省の設置決定過程

1 太政官の下問

明治五年(二八七二)一月一八日、太政官(太政大臣三条実美)は外務卿副島種臣、兵部大輔山縣有朋、文部卿大木喬任へ教部省設置に関して諮問する「8―B」。設立への潮目となるこの政策決定上重要な文書が、いわゆる太政官下問書である。下問書は左院建議が添付されていることから、前章で前述した左院の教部省設置建議を受けて諮問されたものであ

た。正院の下問形式が採られたのは左院では自らの意見を正院に提出する程度で各省間での調整を行わなかったためであり、^①正院が政治決定の場となった。本章では、太政官での審議に加えて、教部省設置を求める西本願寺の動向も押さえつつ、留守政府内での教部省設置決定過程について再検討する。

まず太政官下問書では「神祇省ノ規模ヲ弘大ニシ之ヲ教部省トシ、全国諸教ヲ統括シ其教律ヲ執テ、以テ匪教ヲ正シ、人民ヲシテ帰向依頼スル処アラシムヘシ」と設置目的を謳っており、神祇省を「弘大」した延長線上にあるのが教部省設置であった。明治三年の大教宣布の詔以来の祭政一致の方向性を継続しつつも、仏教の参入を認めることで、仏教側に寛容な姿勢を示したとされる。通説で言われてきたように同下問書は「教法ハ民ノ好尚スル処ヲ自択信従」という信教の自由を示唆する文言が含まれる点で画期的であった。別添の「職制」案では、定める管轄範囲を「全国社寺」として「教義ヲ督スル」機関と位置づける。

その上で特筆すべきは「全国諸教」の「教律」をもって「匪教ヲ正」すという、仏教を念頭に置いてキリスト教対処をも期待する内容で、具体的には教部省内に「全国社寺ノ教義ヲ講明」する明教寮を設置するなどの教化対策を企図する。職制案に付された付箋に「明教ノ意諸教義ヲ講究シテ帰諦ノ一ナルヲ明ニシ」とあるように、教義の講究により宗教間の「党同伐異ノ弊」を防ぎ「混同和熟」を狙いとした「8―D」。政府が教義に干渉する方針を示したものであるが、直接的にキリスト教排除を前面に打ち出した左院建議と比較すると、仏教頼みの間接的な対処に止まる点で異なる。なぜ、太政官は外務省・兵部省・文部省という限られた範囲での下問形式を採用し、左院の建議内容そのままではなく右記のような、信教の自由さえ示唆する、ある種踏み込んだ内容を構想したのだろうか。

そこで、太政官下問書の立案過程に注目してみたい。阪本是丸は、立案者は神祇大輔福羽美静の神道治教論に相似していることから、福羽の周辺と推測するが、^②決定的な根拠を欠いており判断としない。太政官正院の政策意図については、前掲「神祇省御改革書類 附教部省建議并章程」（国立公文書館所蔵）に太政官下問書の原案と思われる文書が二通収めら

れており、幾分検討の余地がある「8—D」。一方は最終版の二倍の文字数になるほど、加除修正が施されており、初案か、それに近いもの、もう一方は最終版に近いものである。

特に前者の原案に目を落とすと、「開化ノ今日ニ於テハ此ノ教法（キリスト教）ニ従ハント欲スル者アラハ之ヲ寛恕ニシ自採ニ任セテ信セシムルモ固ヨリ不可ナルナカルヘシ」と、左院建議とは対照的にキリスト教寛容論に明確に踏み込んでいる。最終的な成案では、後に河瀬真孝が木戸孝允に報告したように、教部省では「神仏儒并に西洋之宗門をも折中」しつつ「彼の外国ヤソ之教法之為に圧倒さるるの害を予防」する意図があったことは明らかである。正院では岩倉使節団が条約改正交渉中でもあり、原案段階から信教の自由やキリスト教解禁を不可避と認識しつつも、いかに内外の批判を受けずにキリスト教を統制するのかが、試行錯誤していたと思われる。

一見して仏教に寛容な態度なのも、キリスト教対策において、仏教、特に真宗の有用性に期待するところが大きかったためと思われる。その点、使節出立前の木戸孝允が三条実美へ「本願寺上人（法主大谷光尊（明知）事：中々凡僧とも被相窺不申候、何卒御内諭に而も被為在候而は為国にも為人民にも相成不申、此辺厚く御熟慮奉仰候^④」と、西本願寺側へ配慮するよう念押ししていたことも影響しているかもしれない。教部省の設置を求める西本願寺と、キリスト教対策に手を拱いている太政官との利害が一致したという訳である。もともと、太政官の下問があった一月には、教部省の設置を求めた張本人である島地黙雷が教部省設置を自らの目で確かめぬまま欧州各国への洋行に旅立つのだが。

2 西本願寺の設置工作と大谷光尊・大洲鉄然

無論、こうして太政官で教部省設置の具体的な検討がなされるなかで、仏教者、特に西本願寺ではその設置の時をただ待っていた訳ではなかった。教部省設置へ向けた準備や政府への要望を示してゆく。キリスト教対策の最前線となるはずの仏教側の動向を俯瞰することは、留守政府での政策決定過程への影響如何を計るうえで重要な視座である。

西本願寺では、江戸時代の寺檀制の下で叶わなかった、来たるべき布教準備を着々と進める。明治四年一二月、法主大谷光尊は「明弁国体、畏敬神明、履行倫理、防禦異教、拡充知識、開導利用」という六つの「題目ニ注釈ヲ加ヘシメ是ヲ座右ニ置キテ副急ニソナヘント欲ス」と本山執行部に命じた。これは「維新ノ秋ニ当テ 相国閣下屢教化ヲ委任シタマフノ内旨アリ」と言い、三条実美から内々に「教化」の委任があったことを示唆する。しかもこの題目は「金口ノ説」、立派な人物の説と言うが、前述した左院へ出仕する鴻雪爪の提起する六則と一致することから、鴻の関与を窺わせる。

早速、学術的な解釈に取りかかったのは、島地黙雷である。島地は渡欧直前の明治五年一月、「拡充知識」、「開導利用」の二つに解釈を施して、法主大谷光尊へ提出する。成稿したのは前者が一月一〇日、後者が一二日のことで、五日に光尊の許を鴻とともに訪問するなど、鴻の建議が共有されていた可能性もある。この間度々接触していた江藤新平とともにやはり鴻が重要な関与をしていたことを窺わせる。島地は僧侶に「日新月化、漢も取るべく、洋も取るべし」と実用的な知識を求めるとともに、「開化富強ニ従事セシメバ、遂ニ皇国ヲシテ宇内万国ニ卓絶スルニ至ラシメン」と、西洋化を念頭に置いた開明的な布教構想を残して、日本を後にした。

布教実施への期待感が高まるにつれ、西本願寺では明治五年に入ってから一層の建議工作に打って出る。明治五年一月、西本願寺中本山である興正寺（華園信教・撰信）が、僧侶の旧弊を改善しようと宗教行政機関の設置を求めた「10—0」。そして、同月には東西本願寺による連名で「諸般ノ事ハ其管轄庁ニテ御支配申迄モ無之候へ共、寺院教法総括被成下候」と、西本願寺だけでなく、東本願寺も抱き込んだの公式的な見解へと発展し、政府要路へ早期設置を働きかけるのである。「11—K」。

とはいえ、当時の東本願寺としては、近世中期以来の宿願である「一向宗」を「真宗」へ改称するという宗名問題の解決を課題としており、東西本願寺の間に温度差があったことは否めない。東本願寺では明治二年頃から宗名改称を単独で政府へ歎願していたが、大蔵省及び参議大隈重信に対して再度願ひ出た明治五年二月には、西本願寺などを含めた真宗五

派（東西本願寺・錦織寺・専修寺・佛光寺）の連名での歎願に發展する。真宗で足並みを揃えて一気に山積する課題を解決しようとする意図が垣間見える。

未だ留守政府において教部省設置の発表がなされないなか、西本願寺は焦燥感を募らせる。正規の建議提出の手続のみならず、裏面において西本願寺の設置工作が先鋭化してゆく。二月一日、光尊が大洲鉄然へ宛てた書簡では、

不日教部省ヲ被開候義は默雷之建義之趣意之方哉、左院之議決之方哉、一寸為心得申下し賜度候、浅草松葉も至極宜趣案心得候、乍然教部相立候ニ付ては浅草二切ヲ委候様ニ立到候モ残念候、然在京二候ハ、其迄之懸念は無之候間何卒進退宜様其地之都合ニ有度候；教部之立ノヲ見懸帰山遺憾ニ存候得共、致方無之様克儀ニて再東上ト存候、静岡ヨリ西え帰候也；教部省は卿大輔已下諸官省之通哉、又太政官中寮ヲ被設候事哉、掌役目及人名も分次第報知頼入候浅草御堂も分次第報知頼入候

と島地建議と左院建議のいずれの趣旨での設置なのか気にかけるとともに、省・寮いずれの組織なのか、「掌役目及人名」の人事についても判明次第「報知」するよう指示する。滞京中に教部省設置が叶わなかったことも「遺憾」としている。時を同じくして、東本願寺でも「教部寮ハ近日御開キ」との動きを察知しており、布教解禁に向けて大蔵大輔井上馨からの「門末教諭可仕内意」により「両本願寺申合せ」の「教諭大意案」の策定を進める^⑫。東西本願寺では、大蔵省と連携して着々と布教体制の準備を整えていたのである。

続けて、西本願寺としては更なる設置工作を進め、二月二三日、大洲は次の如く本山執行部へ報告する^⑬。

陳而教部寺院二ノ内、昨秋已来立官之儀願立有之、大法主（大谷光尊）御東向中御直々御尽力も有之候処、兎角故障出来、一時は廟議も変更致し殆^マ□ニチカク候処、今朝在院出仕橋爪（左院権大掌記・橋詰敏）と申人より内々報知有之、今日ハ発表有之との事

一先安心仕候、小生も右教部省出来ノ上ハ早速帰洛之下意々御座候処、大法主御申置之事件、一二未タ片附不申、一ハ宗名、一ハ御賞賜敬大主王 御勤王、一ハ富山一件、教部ヲ合シテ四ヶ条之内、御賞賜モ御書下ケ丈ナラハ最早何時も成就仕候ヘトモ、大法主様ノ思召モ有之、又小生ノ旧願も有之、只今何トモ難申上候得共、其儀ニ付尽力最中也、右四条何モ成就仕リソウナ模様御座候故、無扨帰洛モ延引仕候、大法主様ヨリモ右成就迄ハ東滯可仕様荒井馱ヨリ御沙汰御座候、又海内御巡行ニ付テモ今少シ小生当地ニ入用御座候、第以三月下旬ニモ可相成と奉存候

ここから、西本願寺の教部省設置意図は宗名問題や故・前法主広如への追贈、富山藩合寺事件の解決と連動したものであったことが分かる。教部省設置の暁には光尊による全国布教構想があり、真宗の自由布教が期待されていた。また、教部省は結果としてこの日の設置とならなかったが、極秘裏に行われていた設置工作について、大洲が左院からの情報収集に尽力していたことが分かる。このことは、設置決定を目前に控えて、これら一連の設置工作を最前線で進めていたのが光尊の「思召」を受けた大洲であったことを示している。

先行研究においては、西本願寺の教部省設置工作という島地の建議のみが取り上げられ、以降の設置決定過程への関与について全く分かっていなかった。しかし考えてみるならば、実際に決定へ至る時期に島地は洋行中であり、島地の提起した構想を引き継ぎ、設置工作の実働部隊として行動したのは光尊の意図を受けた大洲であった。すなわち、西本願寺の教部省設置工作は島地の建議に加えて、光尊―鉄然ラインの水面下でなされたのである。教団組織の最高意思として法主の意向が、側近の僧侶へ伝えられ、実行に移すだけの素地ができてきつた。あくまで政府外のことであるが、政府の宗教政策に一仏教教団の僧侶が干渉したことは、政教関係上もっと強調されてよい重要な点ではなかるうか。

3 教部省設置をめぐる混迷

続いて、今一度留守政府の動向に話を戻して、教部省設置に至るまでの議論を見ていくこととする。そもそも、岩倉使節団が出発する五日前の明治四年一月七日、使節団と留守政府の間で約定が結ばれており、その第六款で国内政治は「大使帰国」後に「大ニ改正」するため、使節団への「照会」なしに「新規ノ改正」を行わないこととしていた。要するに、教部省新設は当然明らかな約定違反であったと解釈できる。となると、留守政府は政府首脳が不在にする中で約定を無視してでも、なぜ性急に設置に至る必要があったのか。以下で、留守政府内での議論を具体的な争点ごとに再検討する。まず、第一に西洋諸国からの非難を想定した宗教問題である。明治五年一月一八日に三条太政大臣から教部省設置に関する諮問を受けると、すぐさま反応を示したのが外務卿副島種臣である。二二日に太政官下問書の審議が行われるという¹⁵ことで、外務省は「左院審議上陳之論」を策定する。西洋諸国の事例に通じた外務省は、文明国ならば「各其所好ノ教法ヲ尊信セシメテ可ナリ」とするが、日本の場合は神・儒・仏の「教道ヲ総管セシムルハ到底争端ヲ集会セシムル而已」だと懸念して「無用ノ教部ヲ置クノ如キ余計ノ世話ヲ起スハ尤不可ナリ」として、教部省を設置すべきではないと陳述した。太政官下問書についても「耶蘇ヲ開カント欲スルノ意、明了ニ発見シ」、「是ヲ公布セハ天下囂々タラン」と国内状況へも配慮する形で教部省設置に真っ向から反対する。かかる外務省の批判の根底には、当時岩倉使節団の洋行中により、宗教間での紛争やキリスト教問題で西洋諸国から直接非難を受ける懸念があったのであろう。

第二に、人事問題をめぐる紛糾である。二月に入り、三条太政大臣を中心に教部省の人事構想が練られていった。まず、三条は二月一〇日、嵯峨実愛に教部卿就任を依頼して一度は「固辞」されるも、説得を続けた結果、一八日には嵯峨の了解を得ることに成功する¹⁷。当時の寺院行政を司る大藏省戸籍寮との事務の引き継ぎ交渉もなされ、一九日には三条は大藏大輔井上馨に対し、教部省設置にあたり「大藏省寺社事務章程相改候間、別紙を以打合申候至急回答有之度候也」と依頼¹⁸

するなど、着々と設置準備が進められていった。

だが、結果からいえば、二月中での設置の発表には至らなかった。そこで二日に黒田清隆開拓次官が三条に示した人事案を見ると、最終決定とは異なる構想であったことが分かる^⑨。最終的には教部大輔に福羽美静、教部少輔は空席となるところ、福羽は左院大中議官で、教部大輔に長州藩出身の穴戸璣、教部少輔に薩摩藩出身の黒田清綱を据える、神祇官僚出身者でもない薩長藩閥に配慮した人事案があった。この大輔・少輔の人事は後に実現することから、ある程度有力な案であったと考えられる。しかも、人事案とともに「教部省之事。江藤云々。江藤見込之通評議同論ならば今日所置。」と書き記されている。これは解釈が難しいところだが、状況から考えて江藤が賛成すれば、直ちに発表に移るはずであったと読める。黒田のメモとはいえ、この人事案に何らかの異論があったことが想定される。江藤ら左院の意向に配慮されていないことが先送りの一因となつたのであろうか。

無論、先行研究でも指摘されているように、教部省設置に反対していたのは外務省に加え、井上馨と山縣有朋ら残留長州閥であった。二月二九日、三条が大隈へ宛てた書簡は、反対状況を物語る史料としてしばしば紹介される。三条は教部省について「断然頃日来決定之通、発表之外良策」はないと考えているが、「井上（馨）、山縣（有朋）二も段々議論有之」と設置に反対しているため、「当節大使留守中尤官中協和肝要之義ニ付小事より葛藤を生し」るのは「尤心痛」とする心情を吐露している。そこで、三条は大隈を頼って「井上へ篤御談有之候様依頼」する。特に三条が「甚困入候情実」としたのは「偏井上之処一尽相成度候」とする。三条を悩ます「情実」の根幹には、人事問題だけでなくキリスト教問題や左院勢力の意向が複雑に絡み合つて、障壁となつていたと見られる。

第三に、約定書の遵守意識についてである。これまで指摘されていないこととして、二月二日に正院として使節団に對し、正式に教部省設置を発表する予定である旨の報告をしていたのである^⑩。正院の設置理由の報告によれば、神祇省が「教義包容ノ寛大ナラサルヲ示シ旁以不都合」であることから、「同省被廢更ニ教部省被置候」と「評決」したとして、

「不日発表ノ積リ」だと述べている。つまり、使節団を完全に無視して断行した訳ではなかった。とはいえ、それが約定書の定める「照会」かといえはそうではなく、一方的な報告であった訳だが。

三条自身として、後には「使節之帰朝迄ハ不得止事件之外ハ総而変革改正も不致と申旨趣」を徹底しないと支障があるとして、約定書の不履行を気にかけている。²² 三条や反対する者が二の足を踏んだのも、約定書の存在に縛られたのかもしれない。それでは、最終的に留守政府内で設置を押し切ったのは、一体誰か。西郷隆盛や左院と見る説があるも、²³ 神道の宗教化が彼らの主張の根底にあることを考えれば、それを放棄してまで調整したとは到底思えない。最高意思決定権者である三条にしても発表寸前まで漕ぎ着けたものの、今ひとつ決断力を欠いていた。

この混乱する状況で政治的な調整能力を発揮した一人として、大隈重信がいると思われる。大隈は留守政府を縛る約定書を逆手に取って、むしろ「鬼の留守に洗濯²⁴」と言わんばかりに国内政治の改革を志向していた。三月七日には、福羽が大隈へ「御発表遷延致候而ハ日々之事務甚不決着ニ而困リ入申候、申上ル迄ハ無之候得共御差急キ被下度²⁵」と神祇省事務の停滞により早く設置を決断するよう迫る。先に見た反対意見に苦慮する三条に加え、事務停滞に困惑する福羽が大隈に相談していたことは、彼が周囲からも調整を期待される実力者であったことを窺わせる。

加えて、中議官伊地知正治ら左院勢力が主唱する神宮東京遷座論を排したのも大隈であった。伊地知正治は左院の教部省設置建議以来、神宮東京遷座論を強く説いて運動していたが、実現寸前のところで大隈が新規改革を凍結する約定書を楯にして退けたという。²⁶ 対立する佐佐木高行が留守政府は約定書に反して「大使帰朝セサル中ニ、大進歩ヲ見セント、種々ノ大改革ヲ着手」していると「大ニ感ジヲ悪ク」するように、²⁷ 大隈は留守政府で政治的実績を残すべく躍起になっていた。かくして紆余曲折を経ながらも、三月一四日になってようやく教部省が設置されたのである（太政官布告第八二号）。設置を主導した人物については、未だ推測の域を出ないものの、三条や大隈ら留守政府において方向性を同じくするものが設置を強行したと考えられる。

- ① 西川誠「左院における公文書処理―左院の機能に関する一考察」
 『日本歴史』第五二八号、一九九二年、六八頁。
- ② 前掲版本是丸「日本型政教関係の形成過程」、三四頁。
- ③ 明治五年二月一日付木戸孝允宛河瀬真孝書簡（木戸孝允関係文書）三（東京大学出版会、二〇〇八年）、一七四―一七五頁。
- ④ 明治四年一月一日付三条美実宛木戸孝允書簡（『木戸孝允文書』四（日本史籍協会、一九三〇年）、三二―六頁）。この書簡は、木戸の不在中西本願寺の洋行問題について取り計らうように申し述べたものであるが、洋行のみならず木戸の不在中西本願寺へ配慮するよう、留守政府において最高意思決定権者である三条を牽制するものであったと考えられる。
- ⑤ 維新政府も「民政指支ノ筋」があることから、特に真宗に対して巡回布教を禁じていた（『本願寺光沢門徒教諭ノ為メ近畿巡廻ヲ止ム』〔太政類典〕明治二年、第一編・第二二卷・教法、太〇〇―二二一―一〇〇、国立公文書館所蔵）。
- ⑥ 明治四年二月二日付本利執事所宛大谷光尊書簡（『広如明如両上人御筆物其他文書写』上（本願寺史料研究所保管「本願寺文書」）。
- ⑦ 『航西日策』（『高地黙雷全集』第五卷（本願寺出版部、一九七八年）、一九―二〇頁）。島地は一月二、四日にも鴻を訪ねたほか、江藤の許にも一月八、一六日に訪ねている。一日には光尊が江藤を訪ねるなど、西本願寺として鴻と江藤への接触が顕著に見られる。
- ⑧ 「拡充知識説」「開導利用説」（『高地黙雷全集』第二卷（本願寺出版協会、一九七三年）、一八〇、一八六頁。後になって、『教義新聞』第四四号附録（明治七年二月二六日）において公表されている（『明治仏教思想資料集成別巻 教義新聞』（同朋舎、一九八二年）、二二一―二二七頁）。
- ⑨ 近世中期の宗名論争については、『本願寺史』第二卷（浄土真宗本願寺派、一九六一年）、二四九―二七八頁、参照。
- ⑩ 「一向宗婦ノ儀ニ付伺并錦織寺外一ヶ寺華族被列ノ儀違共」（『公文書』明治五年・第一五卷・大蔵省伺二、公〇〇六三八―一〇〇、国立公文書館所蔵。西本願寺側からも、後の回顧談ながら「明治二年か四年に、大隈が参議で、当時、参議は築地に住して居られた、宗王（明如上人）や私（赤松和上）などは往来したものであった、此間に宗名の話があり、遂に真宗と公唱することをゆるされたのである」（赤松連城談話「明治五年三月二日真宗宗名復旧瑣譚」（『本願寺維新史料宿老談話筆記』一九一一年二月一日筆記、九丁、龍谷大学大宮図書館所蔵）とあるように、大隈重信の関与を窺わせる。
- ⑪ 明治五年二月一日付大洲鉄然宛大谷光尊書簡（『山口県大島郡』覚法寺文書）。
- ⑫ 明治五年二月一日付大谷光尊書簡（『白華教部省雜纂』（大谷大学国史研究室、一九三四年）、九九頁）。
- ⑬ 明治五年二月三日付西京西六条安養院・上原三楽・林俊勝・順照寺宛東京出役覚書（法）寺鉄然書簡（『明治初年築地坊舎ニ於ケル文書』（本願寺史料研究所保管「本願寺文書」）。
- ⑭ 神祇省内宣教使出仕する常世長風が「三月の十四日といふ日には、大いなる地震の災ひ：福羽門脇の両氏などは兼て知たる事にあるべけれど、其の他の官員は夢にも知らざる事なれば、驚き周章たる事限りなし」（『神祇官沿革物語』國學院大学図書館所蔵）と示した反応から、そもそも教部省設置の検討は秘密裏に進行していたことが分かる。
- ⑮ 「大臣参議及各省卿大輔約定書」（『大使書類（原本）』単〇〇三三四―一〇〇、国立公文書館所蔵。その発案者は諸説あるが、約定書策定に重要な役割を果たしたのが大蔵大輔井上馨とされる（高橋秀直『廃藩政府論―クーデターから使節団へ―』（『日本史研究』第三五六号、一九九二年）、八四頁、及び小幡圭祐『廃藩置県後の「事務」』（同

『井上馨と明治国家建設―「大大藏省」の成立と展開―』吉川弘文館、二〇一八年、六三頁、等参照。

⑩ 「左院審議上陳之論」（「副島種臣文書」二二六、国立国会図書館憲政資料室所蔵）。

⑪ 臨時帝室編修局「嵯峨実愛日記 続愚林記 東京四」明治五年（三三〇八八、宮内庁宮内公文書館所蔵）。

⑫ 明治五年二月一九日付井上馨宛三条実美書簡（「井上馨関係文書」四八七―二、国立国会図書館憲政資料室所蔵）。

⑬ （明治五年二月二日付大隈重信宛三条実美書簡（「大隈重信関係文書」六（みはず書房、二〇一〇年、九三頁）。三条は大隈に対して、黒田の人事案を「尤に相考候」としつつも、「既に御発令も有之候事故今更不都合」とも述べているが、人事の検討過程が分かるものとして注目できる）。

⑭ 明治五年二月二九日付大隈重信宛三条実美書簡（同前『大隈重信関係文書』六、九三頁）。

⑮ 明治五年二月二日付特命全權大使副使宛正院報告（「大使書類原本 本朝公信」単〇〇三二七―一〇〇、国立公文書館所蔵）。

第三章 教部省設置後の方針とその反応

1 教部省設置とその方針

本章では、教部省が設置当初に採った方針を確認した上で、それに諸勢力がいかなる反応を示したのか、設置を主唱した西本願寺の動向とともに明らかにする。

前章で見てきたように、教部省の設置をめぐるっては左院や太政官正院の意見が相反して混迷を深めたが、結果としては

⑯ （明治六年）五月一八日付大隈重信宛三条実美書簡（前掲『大隈重信関係文書』六、一〇六頁）。

⑰ 前掲阪本是九「日本型政教関係の形成過程」、四二頁、及び前掲塚裕子「教部省の設立と江藤新平」、一五八頁。西郷隆盛が「僧侶や神官を使って、教部省を起さうと思ふ、さうしてその創立は当分江藤にやらせようと思ふ」と語った話はよく知られたことだが、後年の談話であることに注意を要する（前掲芳村正兼「明治初年の政府と神仏二教」、二〇八―二〇九頁）。

⑱ 『大隈伯昔日譚』（明治文献復刻版、一九七二年、五六八―五六九頁）。

⑲ 明治五年三月七日付大隈重信宛福羽美静書簡（『大隈重信関係文書』九（みはず書房、二〇一三年、一一三頁））。

⑳ 前掲『大隈伯昔日譚』、六〇四―六〇七頁。神宮遷座案に対しては、三条実美やその周辺でも反対していたようである（秋元信英「明治初年の伊勢神宮遷座案」『神道宗教』第九六号、一九七九年、三七頁）。

㉑ 前掲『保古飛呂比 佐佐木高行日記』五、二三八頁。

その「中身」を骨抜きにする形で、教部省はあくまで神・仏・儒の事務を統轄する機関として、^①外見だけ設置されたように映る。先行研究では設置時点で左院、太政官のいずれの意見が採用されたのか、という点で議論のあるところだが、そのどちらでもなく恐らく様々な事情を勘案して意図的に明瞭にされていないのではないだろうか。二択というより様々な主張の最大公約数を採った形であるがゆえに、設置方針が見えづらく、後述する展開に見るように属人的な要素に左右されやすい一因ともなった。政策決定の中心である正院に対し、真宗や左院などといった諸勢力の様々な思惑が働くなかで、意思決定は歪められ、設置を強行せざるを得なかったのである。

だからこそ、当初より設置について「不可行論」「不都合」を表明していた外務省は、設立後に「突然御一定」といつて驚きを隠せないでいた。^①省庁間の調整が必ずしもうまくいっていたと言いがたく、あまりに拙速であったことを示している。洋行中の岩倉具視に対しても、当然時差を伴うので設置後になって「教部省ノコト」「法教云云ノコト」などの「御細示何も今拝承」したと言いい、調整不足が露呈している。^②岩倉は三条に対して、「李国」(ロシア)で「カトリキ教ノ内ヂエズイツトノ徒」が追放された事例を紹介しながら、せいぜい「法教寛恕ノ事自由」、つまり信教の自由については「此一事ハ決而御施行無之様存候」と釘を刺すのが精一杯であった。宗教問題に慎重さを求めるゆえ、「自今新規御仕法御発令ノ義ハ厚ク御注意有之度」と約定書の違反について苦言を呈するも、責め立てることはできなかった。

さて、明治五年(一八七二)三月に発足した教部省官員の陣容を見ると、教部卿に嵯峨実愛、御用掛には江藤新平が着任した。^③その他、実務者としては旧神祇省から引き続き大輔として福羽美静、四等出仕(後に大丞)として門脇重綾、五等出仕(後に少丞)として天野正世、小野述信が入省する。発足当初の人事面では、旧神祇省から横滑りした者が多くを占めることから、実務的には神祇省事務を引き継いだ格好である。これを以て、高木博志の言葉を借りれば設置当初「江藤―福羽路線の教部行政が展開」^④したのである。この路線下において、教部省職制並事務章程の制定(三月一八日、太政官無号)や宮中祭祀事務の式部寮への移管(同月二三日、太政官布告第九二号)、教導職の設置(四月二五日、太政官布告第一三二

号)など、矢継ぎ早に教部行政の骨格が形作られてゆく。

とにかく、外見 を作ることを急いだためか、教部省の方針もまた、設置後になって急拵えで整えられてゆく。四月二八日には「敬神愛国ノ旨ヲ体スヘキ事」「天理人道ヲ明ニスヘキ事」「皇上ヲ奉戴シ 朝旨ヲ遵守セシムヘキ事」という、所謂三条教則が制定される(教部省達)。これは設置以前から検討されていたようで、前述した左院の鴻雪爪が六条の題目を提案していたことに加えて、神祇省においても三条教則につながる教則案の策定を進めていた。^⑤ 五則からなり、「天神ニ敬事スル事」「人倫ノ道ニ順フ事」「祖先ヲ祭祀スル事」「各其ノ職ヲ効ス事」「不善ヲ作ス不可カラサル事」と、儒教的な徳目が盛り込まれている点を特徴とする。福羽ら津和野派が儒教的要素の影響を受けていたことを考えると、福羽の手によって構想されていても不思議はない。

教部省設置直後の三月二〇日には、「教導職へ相渡候草案」で六条の教則案が示される。「敬神 尊皇」「倫理」「仁義忠義」などの倫理的徳目が盛り込まれたことに加え、神道・仏教の代表者としてそれぞれ「大教諭」「大教正」を置くこと、「人民ヲ教諭」することを明示した点で福羽の意向に近い。だが四月に入り、左院から当初より教則を構想する鴻雪爪に加えて、高崎五六、伊地知正治らの人員が教部省御用掛として送り込まれたことにより、左院の意向が働く条件が整う。^⑧ 以後、恐らく左院勢と福羽との間で議論が本格的に進むなかで、最終案が四月二三日に出てくると、当初「敬神報国」であった箇所をわざわざ「敬神愛国」へ修正して国家への忠誠を強調する形で、神仏いずれの立場も明示しない曖昧な三条教則に落ち着いたのである。

それでも曖昧過ぎる教部省の政策趣旨ゆえに、それを公的に解説したのが教部大丞門脇重綾の「教部要説」^⑩である。設立直後の教部省の政策方針や方向性を読み取れる。要職にあつて「某参議へ聴キ合セシ処教部省ヲ立ル眼目正院議論此書ノ通りナリ」として参議らのお墨付きも得ている。門脇は「教部ハ教義ニ関スル、一切事務ヲ統理スルヲ掌ル」ものと捉え、あくまで「教義ヲ掌ルニ非ス」とし、世の中で「専ラ我カ国教ヲ創立シ、或ハ外教ヲ排撃スル所以ノモノ」と混同す

るのは誤解だと説く。その上で、三条教則である「夫三章ハ国法也、教法ニ非ル也、教部ハ施政ノ官也、教導ノ官ニ非ルナリ」として、「国体ヲ無窮ニ保チ、光輝ヲ海外ニ洽カラシメン」ためには、「教導ノ任方今国家ノ緊要タリ」と強調するのである。あくまで教部省を「事務」を扱う官省と位置づけ、三条教則も「国法」だとして、宗教的な教化政策とは一線を引いていたのである。

2 旧神祇省と左院の相克

一方で、設置後早くも政府内では教部省の方針をめぐる内訌が生じる。それは江藤―福羽と左院（伊地知正治・高崎五六）との対立であり、その内実は「福羽の説は神仏教混淆と云、左院の説は是非神道を首に立て行くと云事^⑭」という点にあった。高木博志によれば、対立には（一）教導職最上級である大教正の神仏一本化、（二）編輯課をめぐる対立、（三）神道への財政支援、（四）神宮教導職東西両部への区分など四つの問題があったとされる。左院は「神仏教混淆」路線である江藤―福羽に抗って既存の制度をも破棄しようと工作してゆき、もはや省内は混乱の様相を呈するのである。

旧神祇省と左院の対立については、左院の宮島誠一郎の手許に残された「ママ廢神祇官起教部省議^⑮」という文書に詳しく記されている。これは当該期の左院の意見を示すと思われる文書で、左院の教部省設置への対応が述べられている。教部大輔に福羽が任命されたことは「皇道地ニ墜可申」状況であり、「是非ともに伊地知（正治）大議官ヲ彼省之少輔ニ推任」する構想があったという。だが「伊地知ハ左院之骨子」でもあり「教部ニ坐スコト不能」とのことから、結果的に「兼勤為致シ方外ニ無之」として左院出仕の伊地知正治、高崎五六、丸岡莞爾が教部省兼勤に決着したとある。左院としては福羽へ不信感を抱いており、その牽制として「兼勤」を送り込んだことが分かる。

こうした危機感を持つ左院は、福羽への対抗策に打って出る。それが、高崎五六が草したと思われる神道援助論である。高崎は「成人」である仏教に対して「神道ハ未ダ全ク教法完備」しておらず「嬰兒ノ如シ」だという。ゆえに「我神道ノ^⑯

教法ヲ纂述」し「父母ノ赤子ヲ看護スルノ思ヲナシ、政府モ之ヲ維持シ、本省モ此道ヲ興隆スルヲ以テ職分ヲ尽スト致シ候事ニ御処分ヲ願度」として、政府・教部省が宗教としての「神道」を援助すべきだと主張した。これに対して福羽は「神道ヲ援助スル件ハ素ヨリ同論」であるが「伊地知高崎之如ク、今度官費官給等ヲ仰き候事ハいつまでも不納得」であり、さらに「伊地知高崎ノ同意之ものも相見、甚困り入申候」と左院の動きに悩まされるのである。あくまで福羽としては、神道に「官費官給」を投ずることに抵抗を示していた。もはや教部省内では「近日省中異論之義ニ付：其内百般之事務渋滞、甚困入候」と抜き差しならない事態となり、早期解決が必至となってくる。

事態を重く見た三条は、「教部之事も如此事ニ相成候而者、国家之盛衰ニも関係不容易義と痛心之事ニ御座候、就而者高按之通、双方共一先相離れ候方、上策¹⁷⁾であるとして、五月二四日に江藤、福羽、伊地知、高崎ら教部省設置に携わったメンバーを総退陣させることにより問題の決着を図った。この対立の意義とは、教部省の不安定性を暴露し、かつ仏教が政府施策に採り入れられたことにより薩摩閥である伊地知・高崎らは危機感を持ち、宗教的な「神道」の存立に動揺が生じたことである。その結果、大輔に宍戸璣（長州藩出身）が、少輔には黒田清綱（薩摩藩出身）という、神祇省・左院出身者でもない、薩長藩閥の人事バランスを考慮した事務的な体制が成立する。

3 西本願寺の教部省設置への反応

さて、教部省設置の時点で一人利益を蒙ったのが真宗勢力である。設置と同時に、三月一〇日に東西本願寺の教導巡回が許可され（大蔵省達第三六号）、一四日には真宗五派が要求していた宗名についても「一向宗」名から「真宗」名への変更が許される（太政官達号外）。西本願寺のほほ意に沿った形で要求が実現したのである。他にも、鴻雪爪が主唱した、他宗派の戒律で禁ずる僧侶の肉食妻帯の解禁も（四月二五日、太政官布告第一三三号）、真宗寄りの施策として捉えられる。

この内教導巡回の許可にあたっては、前述した東本願寺と大蔵大輔井上馨との間で調整が進められていた、真宗の布教

構想を示した「教諭大意」も認められている¹⁹⁾。そもそも真宗四派（東西本願寺・興正寺・佛光寺）共通の成案を得た本文書は、大藏省が「皇政ノ仁恵ト宗門ノ真理トヲ開導」する心得を示したものと認めて、本文において「我門流ノ徒真俗ニ諦ノ欠ク可ラサル教旨」に基づき、「朝命ノ出ル所ヲ遵奉シ国民ヲシテ開明ノ政化ニ誘導セシムルヲ布教伝道ノ任トス」と「朝命」への遵奉姿勢を謳う。これに加えて、真宗五派（東西本願寺・錦織寺・専修寺・佛光寺）による三条教則の解釈書もまとめられている²⁰⁾。真宗としては「皇上ノ至仁 朝旨ノアル処ヲ知ラシムルヲ任トス」として、大教院設立と「教諭場」を全国に設けるという教化構想を具体的に示すなど、設置当初より三条教則への遵奉姿勢を一様に示していた。

教部省設置後、大谷光尊は大隈重信に宛て「旧冬来滞京中は種々御配慮に預り爾後引続鉄然靖等時々登堂、蒙御厚意候段万謝難尽筆紙候」と礼状を書き送っており、やはり教部省設置や一連の真宗に寄り添った政策には大隈の「御配慮」があったと推測される。政府要路の評価としても、真宗を別格の位置づけで以て期待する。三条実美は設置後の説教状況について岩倉具視へ報告するなかで、「仏家之義両本願寺杯ハ別して憤発ニ而教導方も至極面白ク専勉励仕候様ニ承候」として、真宗に期待するところが大きかったことが窺える²²⁾。

西本願寺としては全て思い通りであったようで、光尊が大洲鉄然のこれまでの「尽力」を慰労し、「多年之懇願、教部一省断然御開に相成、宗名御達相成」と教部省設置と「真宗」名公許となったことを祝賀する²³⁾。東本願寺においても次期法主の大谷光瑩（現如）が教部省設置を「実ニ昨日迄ハ予モ朝旨ノ在ル処ヲ知ラズ」と述べるも、「仏法弘通ノ時節到来イタシタ事ト実ニ難有存ズル」との賛意を以て迎えられた²⁴⁾。他宗派である曹洞宗僧侶諸嶽奕堂も「鉄然儀兼而畜髮官員に相成候て探索致度存心の処」、「元来長州生の人物故、長藩出仕の官員皆々熟懇依、精密に探索被致候様子」と述べるなど、設置には長州閥の繋がりがから働きかけてきた大洲の功績があったことを評価している。ここからも設置工作の最大の功労者の一人が大洲であったことが裏付けられ、この西本願寺の役割は看過しえない。

教部省設置後も、西本願寺は未だ島地黙雷が洋行で不在にするなか、大洲鉄然らが教部入省を果たしてゆく²⁵⁾。大洲は教

部省首脳であった江藤新平と親和的な関係にあったとされ、前述した旧神祇省と左院の対立で江藤が退陣した後も江藤を頼っていたようである。例えば、六月五日には大洲が江藤へ免職された明蓮寺石舟（木下靖）の復帰を相談している。その際、大洲は教部省の「仏法御活用之御趣意共相違仕候様奉存候、且教部省之盛二相成候所以ハ布教之実効二在リ」と「布教之実効」を不可欠と考えていたことが分かる。設置当初は、「布教」実現のために働く大洲が江藤との関係を基軸に、教部省の積極的維持の方針で動いていたのである。

とはいえ、真宗臙頂の教部省政策が必ずしも他宗派の仏教から歓迎された訳ではなかったことは注意すべき点である。例えば、僧侶の肉食妻帯の解禁に対しては、浄土宗僧侶福田行誠が教部省に布告の取り消しを求めて、「仏の教意を損し伝法の甲斐無之候段、諸宗一統尤悲歎仕処」として非難している²⁹。さらに「自然廢仏の其独り今日より濫觴申すことに相成、一同迷惑仕り候」と捉えられている点からも、必ずしも真宗が仏教諸宗派の代弁者であるとは言いがたい。

- ① 明治五年三月二十八日付田邊外務少丞・渡邊外務少記宛外務大少丞報告（本朝公信附属書類 中）単〇〇三一九一〇〇、国立公文書館所蔵。
- ② 明治五年九月二三日（太陽曆）付三条実美宛岩倉具視書簡（三条実美関係文書）書翰の一部一九一三七、国立国会図書館憲政資料室所蔵。
- ③ 「諸官進退状」第五卷、明治五年二月三月（任A〇〇〇〇五〇〇〇）、「辞令録」明治五年（職〇〇〇七九一〇〇）、国立公文書館所蔵。
- ④ 前掲高木博志「神道国教化政策崩壊過程の政治史的考察」、五三頁。
- ⑤ 三条公行実編輯掛「教則未定稿」（七〇三三三〇、宮内庁宮内公文書館所蔵）、「教則五則」「教則案」（大隈文書）A四一四四、A四二〇三、早稲田大学図書館所蔵。前者は「神祇省」昇紙を使用しており、三条実美に提出されたものと考えられ、後者は無昇紙で大隈重信の手許に残されたものである。原文は漢文で記されているが、「教則案」
- ⑥ 井上智勝「明治維新と神祇官の「再興」」（島蘭進・高埜利彦・林淳・若尾政希編『シリーズ日本人と宗教―近世から近代へ― 将軍と天皇』（春秋社、二〇一四年）、一七六頁）。
- ⑦ 「教導職制同教諭案文何附布告何」（公文録）明治五年・第五三卷・壬申三月六月・教部省何、公〇〇六七六一〇〇、国立公文書館所蔵。
- ⑧ 教部省御用掛の任命は、鴻雪爪が四月二日、高崎五六が四月九日、伊地知正治が四月二〇日のことである（贈位内申書）（贈位〇〇一七三一〇〇）、「辞令録」明治五年（職〇〇〇七九一〇〇〇）、「内史日録」明治五年（誌〇〇〇〇六九一〇〇〇）、国立公文書館所蔵。
- ⑨ 「教導職等級并三ヶ条御書付」（官符原案・原本・第三）単〇〇二一三一〇〇、国立公文書館所蔵。
- ⑩ 「教部要説」（吾園叢書）二六、国立国会図書館所蔵。作成時期は

文中に出てくる三条教則制定の四月二十八日から、門脇が亡くなる八月九日までの頃だと推定される。本史料は左院中議官細川潤次郎の旧蔵史料に収められていることから、「教部省」の柱書のある罫紙を使用していることから、教部省内で作成された後、左院が取得したと思われる。小中村清矩「陽春蘆菟集録」(東京大学附屬総合図書館所蔵)や、大洲鉄然輯「筐底録」下(本願寺史料研究所保管「本願寺文書」)にも異本を取めることから、他の官員にも共有されたようである。小中村清矩のものについては、藤田大誠「明治初年における神社行政と国学者の考証」(同『近代国学の研究』弘文堂、二〇〇七年)、一三八―一三九頁、参照。

- ⑪ 明治五年六月一日付岩倉具視宛大原重実書簡(岩倉具視関係文書)五(日本史籍協会、一九三一年、一五五頁)。
- ⑫ 前掲高木博志「神道国教化政策崩壊過程の政治史的考察」、五三―五四頁。
- ⑬ 「新設内務省議」所収(宮島誠一郎文書)一〇〇六、国立国会図書館憲政資料室所蔵)。作成年月日は不明であるが、文書冒頭に「明治五年三月四月五月」とあり、江藤一福羽と左院との対立が顕在化する時期のものと思われる。
- ⑭ 前掲「神祇省御改革書類 附教部省建議并章程」所収。本文に福羽美静を指す「美静」印のある付箋が付されており、その一つに「担当者ノ精神トハ何事ソヤ」、「高崎氏へ申遣候事」と非難した箇所から高崎五六と判断した。
- ⑮ 明治五年五月三日付江藤新平宛福羽美静書簡(江藤新平関係文書)R8二〇〇―一八)。また、前掲「神祇省御改革書類 附教部省建議并章程」所収の高崎五六意見書に付された「美静」印のある付箋にも「神道可助之論ハ素ヨリ同論…官費ヲ仰キ官給を以て神道ヲ興隆セハいつまで立てても下ノ力ニ不入、興亡上ノ力ニあるへし」と、福羽

は同様の観点から高崎を批判している。

- ⑯ 同様の観点から高崎を批判している。
- ⑰ (明治五年)五月二〇日付江藤新平宛門脇重綾書簡(江藤新平関係文書)R4五二―二)。
- ⑱ (明治五年)五月二日付江藤新平宛三条実美書簡(江藤新平関係文書)R5一〇〇―一)。
- ⑲ 「諸官進退状」第七卷、明治五年五―六月(任A〇〇〇〇七二〇〇)、「叙任録」明治五年一―五月(職〇〇〇〇七二〇〇)、国立公文書館所蔵。
- ⑳ 認可の経緯は、前掲『白華教部省雜纂』、一〇八―一〇、一一三―一六頁、本文は「教礎」(本願寺所蔵)より引用。
- ㉑ 前掲『白華教部省雜纂』、一四六―一四九頁。なお、明治五年に、大教院教典局が編集し出版した「諸宗説教要義」には、仏教各宗が三条教則への教義の摺り合わせを行った解釈書が収められているが、真宗からはこの「教論大意」の付属書を編集して採録している(「諸宗説教要義」(明治仏教思想資料集)第二卷、同朋舎出版、一九八〇年、二五四―二六五頁)。
- ㉒ (明治五年)三月二六日付大隈重信宛大谷光尊書簡(『大隈重信関係文書』三(みすず書房、二〇〇六年)、五〇―五一頁)。年欠だが、大谷光尊が東上していた「旧冬」が明治四年末であることから、その翌年の明治五年と推定できる。
- ㉓ 明治五年五月一日付岩倉具視宛三条実美書簡(岩倉具視関係文書(岩倉公旧蹟保存会对岳文庫所蔵Ⅱ))R23四六一―九四、北泉社版マイクروفイルム)。
- ㉔ 明治五年三月二六日付大洲鉄然宛大谷光尊書簡(山口県大島郡)覚法寺文書)。
- ㉕ 「壬申五月六日御法(嗣現如上人浅草御坊に於ける御直命)(徳重浅吉「明治初年に於ける東西本願寺の立場と護法の為めの動き」(前掲同

『維新政治宗教史研究』、二四七頁。なお、原本の所在は不明である。

25) 明治五年四月二日付永光・芳春・金龍各老古錐宛奕堂書簡（大本山総持寺修史局編『奕堂禪師 附書翰集』（鴻盟社、一九二七年、一九七八年復刻）、一一一～一二三頁）。

26) 明治五年五月段階での僧侶官員は、次の通り。「七等出仕」清涼寺雪爪（禪宗）、〔一〇等出仕〕、本印寺日耀（法華宗）、津梁院徳門（天台宗）、普門院実海（天台宗）、自証院亮栄（天台宗）、蓮光寺惠隆（浄土宗）、東漸寺五堂（禪宗）、青松寺良順（禪宗）、寿命院道暢（古義真言宗）、妙蓮寺石舟（真宗）、浄国寺徹定（浄土宗）、勝授寺広開（真宗）、明蓮寺淡雲（真宗）、本誓寺白華（真宗）、報恩寺性典（真宗）、覚宝（法）寺鉄然（真宗）、万法寺遊界（真宗）、東漸寺豊丹（浄土宗）、仰明寺専教（真宗）、三宝寺弁玉（浄土宗）、〔一二等出仕〕、増上寺徒弟恭運（浄土宗）、（『教部省日誌』第一号、明治五年四月〔日本初期新聞全集 補卷一〕ぺりかん社、一九九七年）、二〇二

おわりに

明治初期の政教関係に大きな影響力を持ったのは、西本願寺であった。

本稿の内容を一言でいうならば、このように表現できようか。本稿では教部省設置前後を通じて、西本願寺が教団組織として政治の世界への傾斜を深める様相を明らかにした。これまで仏教の代表者として島地黙雷ばかりが注目を浴びてきたが、西本願寺という組織の政治的役割は十分に明らかにされてこなかった。島地黙雷の教部省設置建議だけでなく、大洲鉄然のような僧侶も政治家への接触を試みるなど、西本願寺が水面下で政治へ関与する素地を用意していたことが浮かび上がった。これまで知られている以上に、西本願寺の僧侶が積極的に政治過程に関与して、教部省設置が実現したので

頁）。還俗した鴻雪爪が含まれているものの、これを見ると東西本願寺を含む真宗は八名（二二名中）が入省し最大勢力であった。

27) 前掲版本是丸「日本型政教関係の形成過程」、四三頁。

28) (明治五年)六月五日付江藤新平宛大洲鉄然書簡（『江藤新平関係文書』R4三五一～二）。その後石舟の復帰が実現し、大洲は江藤へ「内願仕候妙蓮寺石舟、一昨十五日十等出仕拜命仕候、同人八固小生迄、御寵遇拝謝無地奉存候」との札状を書き送っている（明治五年）六月一七日付江藤新平宛大洲鉄然書簡（『江藤新平関係文書』R4三五一～二）。

29) 「建白並垂訓」（梶寶順編『行識上人全集』仏教学会、一八九九年）、三〇四頁。布告に反対する僧侶総代らが教部省に押しかけて、鴻雪爪に対して「此売僧奴」と迫る一幕もあったという（野半介『江藤南白』上（原書房、一九六八年、六三四頁）。その「首班」は「知恩院住僧」とあるので、恐らく行識を指すものと思われる。

ある。

彼ら真宗僧侶が活動しえた原動力は、それを容認した教団組織の長たる法主大谷光尊（明如）の存在であった。教団にとって、宗祖親鸞の法燈と血脈を受け継ぐ法主の立場や権限が大きいのは当然のことである。法主の主体性についてもこれまでほとんど意識されてこなかったが、西本願寺という組織を考えた場合には看過しえない。法主の指示や意向はもろんのこと、教団の意思決定として国家への恭順姿勢を示す真俗二諦という教学的な理解を採用したことも、時代の潮流に乗ることを容易にした重要な点である。

無論、前述の通りこれまでも真宗の政策的主体性を重視する見解もあるが、これは「国家神道」形成の一齣として「神道非宗教論」を唱えた島地黙雷の役割を重視するものであって、西本願寺が自由布教の実現といった個別課題を政策へ反映するために政治過程に関与するようになったことは捨象されている。政教関係上重要な点としては、政治力さえあれば、教団が政策に容喙できる途を切り開いたことである。だが政策主体としての西本願寺の役割は、必ずしも先行研究で紹介されるような仏教者を代表するものではなかったことには注意を要する。即ち、真宗は仏教諸宗派と一線を画して行動していたことからうまく連携していたと言いがたく、仏教教団のなかでも特殊な存在であると位置づけられる。真宗以外の仏教諸宗派が、肉食妻帯の公許によって仏教の戒律を否定されたと捉えたように、むしろ「仏教の真宗化」が進んだ側面もあったのである。本論で述べたように、「仏教」と一括りせず、各宗派ごとの影響力を踏まえる必要がある。このような西本願寺の政策的主体性を認める視点からは、本論で述べた教部省設置前後の政治過程を次のように理解できる。神祇大輔福羽美静や左院副議長江藤新平などの政治的役割は既に明らかにされてきたところだが、それも真宗僧侶との関係に規定されて教部省に仏教を取り込む方向に収斂する。しかも、本論で明らかにしたように、島地黙雷ら真宗僧侶が最も頼りにする木戸孝允が洋行で不在にするなか、太政大臣三条実美や参議大隈重信が西本願寺の意を汲んで、政治的に暗躍していたのである。それも理由なく依怙蠱虜していたのではなく、キリスト教対策での期待があったからこそで

ある。そうした動きに反発していたのが、伊地知正治といった薩摩藩出身政治家が占める左院であって、自ら教部省設置を要求しながら、太政大臣三条実美の意思決定を阻む存在となった。表面的には、政府要路において教部省を設立してキリスト教対策を講ずることでも一致しながらも、水面下では神宮東京遷座などの宗教的な神道観に基づく祭政一致を目指す左院と、自由布教を求める真宗勢力のせめぎあいがあった。混迷を深める状況だからこそ、教部省は教化政策の指導に立ち入らず、あくまで名目上において社寺の事務を司る官省として出発することになったのである。

教部省設置という政府の宗教政策の要に関与したという西本願寺の成功経験は、明治初期の政教関係を見る上で重要な起点として位置づけられる。その点では、宗教勢力の政治力を競う時代に突入したといえるのかもしれない。だが、他の宗教組織にとって西本願寺による政治力学を目撃したことが、その後の宗教組織を取り巻く環境を規定するのか否かまでは即断することはできない。例えば、江藤新平は本論で述べた西本願寺の大洲鉄然だけでなく、東本願寺も江藤を頼り、江藤が欧州視察を強く勧める関係性であったことが知られる^③。東西本願寺をもに利用しようとする姿勢は、特定の宗派に限らず、宗教組織を懐柔しようとする政治家側のしたたかさを示唆するもので、更なる検討の余地を残している。

以上のことを検証するには、教部省設置後の動向を見てゆくことが当面の課題となる。教部省設置からほどなくして欧州から帰国した島地黙雷が政教分離論を主唱することで、西本願寺や政治家が如何ように政教問題へと関わっていくのか、他宗派の反応も含めて稿を改めて検討する必要がある。本稿では明示できなかったが、教団組織の内外の構造を解明し、てゆくことが鍵となる。今後、近代日本の政治と宗教組織との関係について具体的な様相を探ってゆくことが、大きな課題である。

① 前掲新田均『近代政教関係の基礎的研究』、三四二頁。

② 中村生雄『肉食妻帯考―日本仏教の発生』(青土社、二〇一一年)、一六〇―一六四頁。

③ 前掲谷川穰『維新期の東西本願寺をめぐる』、一三三―一三四頁。

東本願寺と江藤新平との関係や明治五年九月に出発する東本願寺の欧州視察については、中西直樹『明治前期・真宗大谷派の海外進出とそ

の背景」(同『植民地朝鮮と日本仏教』三人社、二〇一三年)、川邊雄大「明治期における東本願寺の清国布教」(同編『浄土真宗と近代日

本―東アジア・布教・漢学』勉誠出版、二〇一六年)に詳しい。

〔付記〕

本稿の作成にあたり、史料調査では覚法寺(山口県大島郡周防大島町)、本願寺史料研究所の皆様にご多大なご協力を賜りました。ここに記して深甚の謝意を表したいと思います。

(宮内庁書陵部図書課宮内公文書館)

The Political Process before and after the Establishment of
the Kyōbushō (Ministry of Religions) and Nishi Hongwanji Temple:
Rethinking the Relationship between Politics and Religion

by

TSUJIOKA Takeshi

The Kyōbushō (Ministry of Religions) was formally established as the government organ to administer religious affairs on the 14th day of the third month of Meiji 5 (1872). In this paper I highlight an aspect of the relationship between politics and religion during the early stage of the Meiji era by tracing the political process in establishing the Kyōbushō. In doing so, I focus on the political role of Hongwanji as an organization, which has been overlooked in previous scholarship.

The paper can be summarized in the following manner.

Beginning with the initial request by Shimaji Mokurai, a Nishi-Hongwanji monk, for the establishment of the Kyōbushō in the ninth month of Meiji 4, active debate regarding the reorganization religious system took place among government leaders, the Saiin, the Jingishō and others. Senior Undersecretary for Kami Affairs (Jingi Daiyu) Fukuba Bisei and Deputy Head of the Sain Gotō Shinpei focused their position in the direction of

incorporating Buddhism with the establishment of a Kyōbushō as they were prescribed by their relationship with the Shinshū monks. As a result, Saiin deliberations in the 12th month of the same year decided on the establishment of the Kyōbushō as a policy measure to deal with the issue of Christianity, and the views of Gotō and Shimaji thus appeared to coincide.

Then in the first month of Meiji 5, there was an official inquiry issued by the Daijōkan to the Gaimushō, Hyōbushō, and Monbushō regarding the establishment of the Kyōbushō and a thoroughgoing investigation began. As regards Nishi Hongwanji, while Shimaji Mokurai was traveling in the West and absent from the scene, Chief Abbot (Hōshu) Ōtani Kōson and Ōshū Tetsuzen worked behind the scenes to plan the establishment. Furthermore, as Kido Takayoshi, on whom the Shinshū monks most relied, was also absent, Grand Minister of State (Daijōdaijin) Sanjō Sanemi and Counselor (Sangi) Ōkuma Shigenobu represented the views of Nishi Hongwanji, operating politically behind the scenes. In contrast to this, leadership of the Saiin, in the person of Ijichi Masaharu a politician from Satsuma, who, while seeking the establishment of the Kyōbushō himself, blocked the decision of Daijōdaijin Sanjō Sanemi. Though worried that it violated the agreement made with the Iwakura Mission and also of criticism by foreign governments, the rump government with Sanjō Sanemi and Ōkuma Shigenobu who counted on the Shinshū sect ultimately pushed through the establishment of the Kyōbushō.

On the basis of the above, this paper has clarified aspects of the deepening tendency of Nishi Hongwanji as a religious organization to become involved in the world of politics through an examination of the period of the establishment of the Kyōbushō. Within the process involving the establishing of the Kyōbushō, on the surface government officials seemed to be in agreement in forming a policy in response to Christian issue by establishing the Kyōbushō, but beneath the surface, there was a struggle between the Saiin, which aimed at government unanimity based on a Shintoist view as seen in the transfer of Ise Jingū to Tokyō, and Shinshū powers that sought freedom of proselytization. More than previously realized, the monks of Nishi Hongwanji were actively involved in the political process and thus the Kyōbushō was established. The significance should be located in the fact that Nishi-Hongwanji held great influence in political relations during the early Meiji period.